

災害時における消防活動の協力に関する協定書

千葉市消防局（以下「甲」という。）と千葉県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、千葉市内に火災、風水害、地震等の災害が発生した場合または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、乙が実施する消防活動への協力業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、甲が乙に消防活動の協力を求めるにあたって、協力業務、費用負担、その他の基本事項を定め、もって消防活動を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（協力業務等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、甲の保有する資機材では迅速な消防活動を実施することが困難であると認めた場合は、乙に対して、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- （1）消火、人命救助活動等の消防活動に障害となる物件等の除去に関する業務
- （2）危険要因となる物質等の排除に関する業務
- （3）消防活動における安全確保のためのアドバイスに関する業務
- （4）その他乙の支援を必要と認める業務

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、必要な人員、資機材等を派遣させ、甲が実施する消防活動に協力するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条第1項に規定する協力業務を実施するため、乙の会員で、かつ、千葉市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、この協定による業務を実施する意思のあるものを選定し、協力体制を整備するものとする。

2 乙は、前項の規定により選定した構成員の緊急時の連絡体制の一覧

表を作成し、甲に提出するものとする。

- 3 乙は、前項の一覧表において構成員に変更があった場合は、遅滞なく文書により甲に届け出るものとする。この場合において、連絡体制の変更についても同様とする。
- 4 乙は、あらかじめ災害時において提供できる資機材等を取りまとめ、その一覧表を甲に提出するものとする。
- 5 乙は、前項に規定する事項に関して変更が生じた場合は、速やかに新たな一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(要請手続)

第4条 甲は、乙に対し協力を要請するときには、文書により要請を行うものとする。ただし、状況により文書での要請ができない場合は、電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

2 協力の要請は次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生場所及び状況
- (2) 協力を要請する活動内容
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要な事項

(契約の締結)

第5条 乙は、第2条に規定する業務を行う際には、業務に従事する構成員（以下「業務従事業者」という。）を早急に選定し、甲に文書で報告するものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文書を提出するものとする。

2 前項の業務に係る契約の締結は、甲における業務の関係部署と業務従事業者との間において処理するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力要請を受けたときは、直ちに集結場所に業務従事業者を派遣し、甲の職員の指示に基づき、消防活動への協力業務を実施するものとする。

2 乙は、指定場所に業務従事者を派遣したときは、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 派遣する現場責任者の職氏名、連絡方法

(2) 派遣人員、資機材の種類、数

(3) その他必要な事項

3 乙は、撤去した災害廃棄物（災害により倒壊、焼失した等建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。以下同じ。）を、甲が指定した場所へ移動するものとする。ただし、状況により甲が災害廃棄物の移動場所を指定できない場合は、乙は、甲の承諾を得て、乙の判断で災害廃棄物を他の場所に移動することができるものとする。

（業務の報告）

第7条 乙は、第4条の規定に基づき業務を実施し、完了した場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文書を提出するものとする。

2 前項の場合において、業務従事者は、業務に関する記録を整理し、速やかに甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第8条 業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用の積算については、災害発生時における千葉市積算基準等を準用するものとする。

3 第1項に規定する費用の支払いについては、別途甲と乙又は業務従事者との間で締結した契約により、千葉市予算会計規則に基づき支払うものとする。

（事故報告）

第9条 乙は、この協定に基づいて業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第10条 第4条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第11条 第4条の規定による業務により第三者に被害が生じたときは、甲、乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(補償)

第12条 第9条の規定により報告がなされた場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(平時における消防活動への協力)

第13条 乙は、甲が行う平時の消防活動について、次のとおり協力するものとする。

- (1) 乙は、解体物件で消防訓練に活用できると認めるものについて、その情報を甲に提供するものとする。
- (2) 乙は、甲から消防訓練等への参加又は支援について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
- (3) 乙は、甲から消防隊員の研修等に関し、指導者の派遣や資料の提供等の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
- (4) その他必要な事項について、乙が対応できる範囲で協力するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から1年とする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第16条 甲及び乙は、誠実にこの協定書を履行し、この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義を生じた事項のあるときは、その都度協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月27日